

下水道事業公営企業化

平成 28 年度から公共下水道事業に地方公営企業法が適用され、特別会計から企業会計へ変更されます。これにより、経営状況をより正確に把握することができ、将来にわたって公共下水道の持続的・安定的な運営をするための環境が整うことになります。



問 地方公営企業法適用による効果や課題は。

答 効果は、官庁会計（現金主義、単式簿記）から企業会計（発生主義、複式簿記）へ会計方式が変更することにより、最終決算の段階で、一般企業が用いる損益計算書や貸借対照表を作成するので、経営状況がはつきりすることである。

課題としては、移行に際して下水道管 1 本 1 本の布設時期や経過年数など、公共下水道の資産をすべて把握することや、職員が企業会計を習得するためのスキルアップが求められる。

問 今後の公共下水道の使用料について、現段階での考えは。

答 今後も使用料は汚水処理に充てるのが原則と考えている。県で行っている下水の処理費用が平成 32 年以降どうなっていくかが、料金改定の大きな要素となると考えている。

問 今後の一般会計からの繰り入れの考えはあるか。

答 「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、適正に行っていく。

チェック！

公園・学校・道路など

公共施設の安全点検結果報告

安全に安心して利用できる公共施設を目指し、毎年 7 月 25 日～31 日を公共施設安全点検週間と定め、市内の各施設を点検しています。このほか、道路や公園などについては年間を通じて点検・修繕が行われています。これらの点検結果や対応状況が議会に報告されました。

●各常任委員会への報告と質疑

市内の施設の中で、危険なために使用中止の措置が取られた施設はなく、概ね 1 年以内の是正が必要とされている施設は、報告時現在で 46 か所ありました。

公園遊具に関しては、老朽化だけでなく、新たに国土交通省等から示された指針や基準に基づく点検も行われました。また、基準等がなくとも、過去の事例を参考にした点検についても行っていくべきとの質問、指摘がありました。

福岡河岸記念館の敷地の一部については、沈下箇所が発見されました。現在、そのエリアへの立ち入り禁止措置が取られていますが、今後の対策等について質問がありました。今後、原因の調査を行い、対策が検討されます。



福岡河岸記念館